

令和2年6月25日

医療法人くろえクリニック
理事長 黒江 和斗殿

GLOBAL UNION（認証番号101）
首都圏青年ユニオン連合会
福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27
博多駅東パネスビル2F
執行委員長
組合員



「回答書8」に対する回答

貴法人からの令和2年6月16日付け「回答書8」に対し、以下の通り回答させていただきます。

1 団体交渉の開催及び不当労働行為について

貴法人は令和2年1月14日「回答書3」及び令和2年3月9日「回答書4」並びに令和2年6月16日「回答書8」にて、開催場所につき、「鹿児島市」という、貴法人に都合のいい開催場所に固執され、福岡県及び他県での団体交渉を一貫して拒否されております。

団体交渉の場所は、本来労使双方の合意によって定められるべきであり、「最も関連性の存する」貴クリニックの所在地である必要は全くございませんし、「法人理事長及び当職らの日程を調整しなければならない」という極めて貴法人の個人的都合による理由が認められないことは言うまでもありません。当労働組合としては、代理人弁護士の出席は特に求めておりませんし、団体交渉の交渉事項からしてもその必要性も感じておりません。医療法人くろえクリニック理事長及び関係者の出席を求めているのみですので、貴法人におかれましては、日程調整が不可能な場合、代理人弁護士の方はお越し頂かなくても全く問題ありません。どうしても参加したい場合は、本件の優先順位を上げて、日程調整されてはいかがでしょうか。いずれにしても、貴法人加害者の個人的事情に、犯罪被害者である を巻き込まないで頂きたい次第です。

そもそも、貴法人が複数の労働法規違反を犯したことを理由として団体交渉を開催しようとしているにも関わらず、自らは一切動かず、意地でも元従業員に自らの元に赴かせようとする、その一貫した「自分至上主義」には感服させられます。なぜ、自らが社会的にも経済的にも優越的な立場であるにも関わらず、困窮している元従業員に移動の負担を強いるように考えられているのか、合理的な理由をご説明下さい。

貴法人の「訴訟提起等の法的措置を執られたり、行政機関等への申告等をなされたりしていただいて構わない」という勧めに従い、これ以上、合理的理由もないままに、貴法人に一

方的に都合のいい開催場所（鹿児島市）に固執し、一切譲歩せず、福岡県及び他の県での団体交渉を拒否する場合、不当労働行為の不誠実交渉、団交拒否に該当することは明白です。そのため、当労働組合としては、貴法人から令和2年6月30日までに団交に応じることが出来る日程をご返信頂けない場合、福岡県労働委員会に対し、不当労働行為救済申立を行わせて頂く旨、付言させていただきます。

なお、この場合、貴法人に福岡にお越し頂き、委員会にて答弁して頂くこととなりますので、同日程で団体交渉を開催することも可能です。

2 和解案について

以前のご連絡でも再三お伝えしている通り、当組合及びは和解による解決を切に希望しております。しかし、貴法人は「及び貴連合会におかれて、当方提示に係る和解案による解決を行うご意向があられるか否かを、端的にご回答ください」と、非常に威圧的かつ高圧的な態度で、自らの主張をに押しつけることのみ考えておられ、「和解」をする意思が感じられません。このような独自の见解に基づく一方的な和解書を突きつけられて、それに服従させられることは「和解」とは言いませんし、貴法人の「和解案」につき、詳細の説明を受けない限り、としても到底納得出来るものではなく、和解書の締結することは出来ません。

そもそも「和解」とは、貴法人が「回答書6」で主張されておられる通り、「互譲によって当事者間の紛争を終局的に解決することを目的としてなされるもの」ですので、当組合としては貴法人と話し合いにより迅速な問題の解決を図ることを目的として団体交渉を申出していた次第です。貴法人におかれましては、「団体交渉」や「和解」「互譲」の意味をよく考えられた上で、団体交渉の開催にご尽力下さいますよう、お願い致します。

3 結語

貴法人は「回答書5」「回答書6」「回答書7」にて「訴訟提起等の法的措置を執られたり、行政機関等への申告等をなされたりしていただいて構わない」「労働審判や訴訟等の法的手続きに移行していただいて構いません。なお、この場合、労働審判は鹿児島地方裁判所のみが管轄し、訴訟につきましても、鹿児島地方裁判所が管轄裁判所となる可能性が高い旨申し添えます」と半ば脅迫的に主張され、未だ団体交渉さえも開催されていない状況の中、団体交渉に応じないばかりか、貴法人の労働関連法規違反の被害者であるに負担のかかる訴訟を勧めるかのような主張を繰り返されておられます。そもそも、当労働組合としては、団体交渉に応じない場合には上述のように労働委員会に申し立てをしたうえで、団体交渉を粘り強く申し込んで参りますので、費用や時間をかける裁判上の訴訟など毛頭提起するつもりはありません。

これらの行為は、組合法と労働者の権利を無視した言動であり、法を司る者として非常識かつ恥辱的行為であると思慮致します。

つきましては、貴法人のこれらの言動に強く抗議すると共に、速やかに改善されるよう要

求致します。

以上